∰ 水道

蛇口をひねると、いつでも出てくるきれいな水。あまりに も身近にあるため、つい水のありがたさを忘れがちになりま す。生活に欠かすことのできない大切な水を無駄なく使用し ましょう。

このようなとき	注意いただくこと
水道使用開始 するとき	水道を使用するときには、申し込みの手続き(水道使用開始届)が必要です。事前に上下水道課水道業務部門へ連絡してください。
水道使用中止 するとき	引っ越しなどで水道の使用を中止する場合は、上下水道課水道業務部門へ連絡してください。その際に、使用中止の日、最終の料金の清算方法、転居先の住所・電話番号をお知らせください。
水漏れ・故障のとき	敷地内の故障や漏水は、指定給水装置工事事業者へ連絡し、すぐに修理してください(この場合、使用者の費用負担となります)。指定給水装置工事事業者がわからない場合は上下水道課水道工務部門へお問い合わせください。また、公道の漏水(水漏れ)を見つけたらすぐに上下水道課水道工務部門へ連絡してください。



🖢 下水道

日常生活を営むうえで、水は欠くことのできないものです。 しかし、台所や風呂、水洗トイレなどの生活排水と工場排水 は、そのまま流すと川や海を汚してしまいます。これらの汚 れた水を集めてきれいな水にしてから、自然に帰すことが公 共下水道の役割です。

水道工務部門 ☎33-2128

このようなとき	注意いただくこと
下水道に接続するとき	公共下水道が使える区域か確認して、吉田町排水設備指定工事店(わからない場合は上下水道課下水道室へお問い合わせください)に依頼してください。
悪臭がするとき	床トラップなどの水が無くなっていたり、ますの中にごみがたまっていたりすると悪臭がします。常時トラップ内に水をためるようにし、月に1回程度点検・清掃をしてください。 薬品 (消毒液など) やペンキ類、石油類などを流すと悪臭の原因になります。
汚水が流れないとき	排水口の近くや宅地内の排水管で詰まることがあります。ごみなどを取り除いても汚水が流れないときは、指定工事店に修理を依頼してください。指定工事店がわからない場合や公共ますが詰まってしまった場合は上下水道課下水道室へご連絡ください。台所のごみや油、紙おむつ、水に溶けない紙、生理用品、タバコ、ガム、土などを流すと排水管が詰まる原因となります。

電気・ガス・水道

給排水衛生設備工事

詳細MAP2図 D-1

水道工事・電気工事のことならなんでも 社吉田電設

給排水衛生設備工事 一般電気工事設計施工



詳細MAP5図 A-3

吉田町上水道指定工事店 吉田町公共下水道指定工事店 中部電力指定工事店・一般電気工事設計施工 給排水衛生設備工事・オール電化、省エネ工事

太陽光発電設備、土木一般 牧之原市・島田市・藤枝市・焼津市上水道指定工事店

- ■吉田町住吉2137-1 ■TEL:0548-32-3138
- ■FAX:0548-32-9167
- URL:http://yoshidadensetsu.hp.gogo.jp/

お気軽にご連絡ください。

P あり

NK設備

工事項目(水廻り全般) · 給 排 水 工 事 化槽工 下水道工事

水廻りのトラブルに迅速に対応いたします。 お客様の立場に立って常にご満足をいただける工事、施工を

- 心がけております。まずはお気軽にご相談下さい。 静岡県知事許可(般-26)第37979号
- 上下水道指定工事店(吉田町他)
- ■吉田町神戸858-2
- ■TEL:0548-33-9136 ■FAX:0548-33-9146
- ■営業時間/8:00~18:00(時間外携帯電話対応可) ■定休日/日・祝
- ■携帯:090-5606-0896(中村)

- 選挙

▶選挙については

選挙管理委員会事務局(総務課) ☎33-2131

■選挙権のある人

- 1. 日本国民
- 2. 年齢満18歳以上
- 3. 同一市区町村に引き続き3カ月以上住所のある人(住民登 録をしている人)

■選挙の投票

選挙が行われるときは、選挙人名簿に登録されている人に 投票所の入場券を郵送します。

●入場券が届かなかったり、紛失した場合…

名簿に載っていれば投票できます。当日、指定の投票所で 係員に申し出てください。

●このような投票があります…

〈期日前投票〉

仕事や旅行・レジャーなどで、投票当日に投票所へ行け ない人も期日前投票所で投票できます。公示(告示)の翌 日から投票日の前日までです。

〈不在者投票〉

病院や施設等に入院・入所されている人はその施設で不 在者投票ができます。また、仕事や用務等で町外に滞在の 人は滞在地の市区町村選挙管理委員会で不在者投票をする ことができます。

〈点字投票〉

目の不自由な人は点字投票ができます。

〈代理投票〉

身体の障害や読み書きができないなどにより、自分で字 が書けない人は投票所の係員が、記載のお手伝いをします。

〈郵便投票〉

身体障害者手帳または戦争病者手帳の交付を受けている 人などで、郵便投票証明書のある人は郵便で投票をするこ ともできます。

■被選挙権のある人

選挙で候補者になれる資格を被選挙権といいます。

- ・衆議院議員・市区町村長…満25歳以上の日本国民
- ・参議院議員・都道府県知事…満30歳以上の日本国民
- ・都道府県および市区町村の議会議員…満25歳以上の日本

引き続き3カ月以上その区域内に住所のある人

■選挙人名簿

選挙管理委員会は毎年3月1日・6月1日・9月1日・12 月1日と選挙の都度、住民基本台帳をもとに、選挙権のある 人を登録しています。

選挙について、詳しくは選挙管理委員会事務局(総務課)へ お問い合わせください。

町議会は、選挙によって選ばれた議員(※定数13人)で構 成されています。町の予算や条例など、重要な案件の審議を 行っています。

■議会を傍聴したい

▶議会事務局 ☎33-2141

毎年3・6・9・12月に開かれる定例会と臨時会があり、 どなたでも傍聴できます。会議の当日、議会事務局で傍聴券 を受けてください(定員50名)。

■会議の内容を知りたい

▶議会事務局 ☎33-2141

会議の内容は、年4回発行の「議会だより」でお知らせし ています。また、町ホームページや庁舎1階ロビーなどで会 議録をご覧いただけます。

議会について、詳しいことは議会事務局へお問い合わせく ださい。

